

国籍法が、ようやく改正された。

日本人の父と外国人の母の間に生まれた子どもは、結婚していなくても父親の認知さえあれば日本国籍を得られるようになる。

改正前は、子どもが生まれる前に認知されれば国籍が得られ、生まれたのちの認知だと両親の結婚が国籍を得る条件になっていた。子どもには関係のない事情で明暗が大きく分かれたのだ。

最高裁判所は今年6月、結婚によって区別する国籍法の規定が法の下の平等に反すると違憲判決を出した。改正はその判決を受けたものだ。

法案が参院に回ってくると、偽装認知を心配する議員たちの声が急に大きくなった。保守的な家族観、国家観をもつ

くつかの団体から議員たちへ、改正に反対する強いはたらきかけがあったようだ。その結果、父子が一緒に写った写真の提出やDNA鑑定を検討するよう求める付帯決議が付いた。

もちろん偽装は防がないといけない。そのため新たに罰則も設けられたのだ。

日本人男性と外国人女性の間生まれ子ども1割ほどは婚外子だ。別の家庭をもつ父親もいる。認知をしてもらうこと自体、ハードルが高い。DNA鑑定や写真などを要求されれば、逃げ出す父親もいるのではないだろうか。

子どものしあわせを第一に願った法改正のはずだ。それが、子どもたちを苦しめ、外国人を差別する結果にならなければよいのだが。

〈川名紀美〉